

「法面工事保有機械確認要領」Q&A

	質問内容	回答内容
1	20万円以下の代価で中古品を購入した。少額資産のため固定資産台帳に登録していない。この場合どのようにしたらよいか？	代替書類として売買契約書の写しを提出して下さい。
2	H23年1月1日以降に購入した機材は台帳に載らないがどうすればいいか？	売買契約書の写しを提出して下さい。
3	固定資産台帳はH22年のものではダメか？	今年度入札に参加するのであればH23年のものが必要です。
4	名寄帳兼課税台帳は市町村で交付されるか？	「償却資産の固定資産台帳を交付して下さい」と市町村に依頼して下さい。
5	リースの場合賃借契約書の写しだけでよいか？	リースの場合賃借契約書と貸し元の固定資産台帳の写しを提出して下さい。
6	鉄筋挿入工の機械としてロータリーパーカッションは含まれるか？	鉄筋挿入工削孔機にはいろいろな種類がある。このため、削岩機(ハンドハンマ、ハンマドリル等)以外の機械は鉄筋挿入工削孔機とする。ロータリーパーカッションは含まれると解釈します。
7	鉄筋挿入工削孔機には、銘板がついていない機種があるがその場合の取り扱い？	要領P37※により銘板が設置されていない場合は、全景写真のみで可です。
8	グランドアンカー削孔機について、想定機械の規格として55kw等を表記してあるが、それを下回る20kwの機械で良いか？	想定機械としておりますので、規格が下がっても可です。
9	自主検査について、3年分はない。1年分しかない場合それでいいか？	法律で1年に1回自主点検を義務付けられています。また、ボイラー圧力容器安全規則第88条3項により、「自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない」とあり、3年分必要です。
10	要領P28の点検表は1年点検の点検表か？	1年点検の点検表のサンプルです。
11	モルタル・植生基材吹付機について、刻印が写真で読み取り可能であれば、第二種圧力容器明細書の提出は不要か？	第二種圧力容器明細書の提出は不要です。
12	モルタル・植生基材吹付機で長年の使用により銘板が傷んで読みづらい場合の取り扱い？	銘板の表示内容をカタログ、契約書等により確認し、なんらかの形で機械に明示することにより可とします。
13	モルタル・植生基材吹付機の刻印が見づらい場合の取り扱い？	代替の書類としてまず第二種圧力容器明細書を添付して下さい。 添付できなければ、現地確認します。
14	「保有する機械の一台のみを記入すること」とされている。入札公告の工事に使用する機械と整合がとれなくてもよいか？	要領では、「保有する機械の一台のみを記入すること」としている。入札公告の工事に使用する機械との整合は問わないが、できれば当該工事で使用する機械が望ましい。
15	種子吹きつけ機械の銘板が傷んで、写真に撮れない。	労働安全衛生法の適用を受けない機械で、銘板が傷んでいる場合は、型式、製造番号等がわかる契約書等を添付して下さい。
16	入札参加を希望する場合、保有に係る提出資料は白黒のPDFでもよいか？	システムの容量により白黒でしか提出できない場合はやむを得ません。
17	入札公告毎に要領に基づく保有に係る資料の提出は負担になる。なぜそのようなことをするのか？	契約にあたって、請負者が当該工種の主要な機械を保有しているのか確認が必要のため、工事毎に申請していただくこととしました。
18	自主点検は定期に実施しなければならないか？	ボイラー及び圧力容器安全規則第88条により、使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に実施してください。
19	要領P29の納品書は必ず必要か？	点検に当たって、取り替えた部品があれば、添付しておかれることを勧めます。必ず必要ではありません。
20	固定資産の証明にあたって、市町村長印を押印しない市町村がある。この場合は押印がなくてもいいか？	市町村の事情により、押印がない場合はやむを得ない。 押印できない旨について口頭録取として記録し、固定資産の証明書類と合わせて提出して下さい。